

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があった場合は、当該公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【趣 旨】

この条は、公開請求に対する実施機関の公開義務を明らかにするものであり、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならないこととしている。

《解 説》

- 1 「当該公文書を公開しなければならない」とは、実施機関には、原則として公開請求に係る公文書を公開する義務があるという趣旨である。
- 2 公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、非公開情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。この条例では非公開情報の範囲はできる限り限定したものとすると基本的な考え方に立っており、条例第8条（公益上の理由による裁量的公開）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は公開することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は公開してはならないことになる。
- 3 公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合は、条例第7条に規定する部分公開の問題となる。
- 4 この条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。何人でも、請求の理由や利用の目的を問わずに公開請求ができることから、公開請求者に公開するということは、何人に対しても公開を行うことが可能であることを意味する。
- 5 非公開情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、公開請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている非公開情報の場合に顕著であると考えられる。

なお、個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等の時点である。

〔運 用〕

- 1 この条の非公開情報と地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条に規定する守秘義務との関係については、条例上明らかなではない。

地方公務員法第34条は、職員の服務規律の確保を目的とするものであり、同条第1項

の「秘密を漏らす」は、服務規律に反しないことが明確な行為についてこれを禁じているものではない。同法第32条にも定められているように、職員がその職務を遂行するについて、法令等に従うことは地方公務員の主要な義務の一つであり、職員が条例の規定に従って、情報を公開した場合、この行為は服務規律に反するものではない。

したがって、この条例に基づいて公文書を公開する行為は、地方公務員法第34条に規定する「秘密を漏らす」には該当せず、同条の秘密を守る義務との抵触は生じない。

- 2 地方自治法第100条、民事訴訟法第223条、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2等の規定のように、法令の規定により、実施機関に対して公文書の提出、閲覧等を要求されることがある。この場合における当該法令の規定とこの条各号との関係は、この条各号と地方公務員法の守秘義務との関係と同様に、その趣旨及び目的を異にするのであるから、当該要求に対する諾否については、この条の規定によることなく、要求の根拠となった法令の趣旨、当該要求の目的、対象公文書の内容等を総合的に判断して個別具体的に判断することが必要である。

ただし、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）第5条の規定による利用及び提供の制限に注意が必要である。

第6条第1号 【個人に関する情報】

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

【趣 旨】

この号は、個人に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

《解 説》

- 1 個人のプライバシーは、個人の尊厳にかかわる権利であること、一旦侵害されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすことになること等から、個人のプライバシーに関する情報が記録されている公文書については、非公開としなければならない。
- 2 「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況、健康状態、職業、所属など個人の属性を示すすべての情報をいう。
- 3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、法人その他の団体の事業活動に関する情報と同様の性格を有するものであることから、条例第6条第3号の規定により判断することとしているので、この号の個人に関する情報の範囲から除外しているものである。
なお、事業を営む個人の当該事業に直接関係のない個人情報も、この号により判断するものである。
- 4 「個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接に特定することができる場合だけでなく、その情報だけでは個人を特定することはできないが、他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報は、当然含まれる。また、何人も公開請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれるものと解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

このように、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要になる。

- 5 「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」とは、通常他人

に知られたいと望むことが社会通念上正当と認められることをいう。

- 6 「個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、実施機関が保有する個人情報の大部分は、個人を特定できる情報であり、これを非公開とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されることが考えられる。

しかしながら、中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、たとえ個人が特定され得なくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に非公開情報として規定したものである。

- 7 非公開情報は、請求者のいかにかわらず一律に適用されるものであることを前提としていることから、この号に該当する情報が記録されている公文書については、当該情報の本人から請求があっても原則として公開できないものである。

なお、個人情報に係る本人からの開示請求については、京都府個人情報保護条例の定めるところによる。

〔運 用〕

- 1 この号に該当すると考えられる情報が記録されている例としては、次のようなものがある。

- (1) 思想、信条等個人の内心に関する情報

- ・世論調査等意識調査票
- ・個人相談記録

- (2) 個人の経歴、社会活動に関するもの

- ・履歴書
- ・戸籍謄（抄）本
- ・学業成績証明書
- ・住民票
- ・身分証明書

- (3) 個人の家庭状況に関するもの

- ・生活保護申請書
- ・扶養親族届

- (4) 個人の財産状況に関するもの

- ・納税証明書
- ・預金残高証明書

- (5) 個人の心身の状況に関するもの

- ・医師の診療録
- ・健康診断書

- 2 個人が特定され得る情報のうち、公開の対象となると考えられるものとしては、次のようなものがある。

- (1) 法令（法律及び政令その他の命令をいう。）又は他の条例の規定により、何人でも閲覧することができるようにされている情報（閲覧を利害関係人等によりのみ認めているものなどを除く。）
- (2) 個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報
- (3) 個人が自主的に公表した資料等から他人がだれでも知り得る情報
- (4) 従来から慣行上公開しており、かつ、今後公開しても、それが通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報でないことが確実であるもの

第6条第2号 【法令秘情報】

(2) 法令、条例又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示に基づき公にすることができないとされている情報

【趣 旨】

この号は、法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき公にすることができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示に基づき公にすることができないとされている情報の非公開情報としての要件を定めたものである。

《解 説》

1 地方公共団体は、法律の範囲内で、かつ、法令に反しない限りにおいて、条例の制定権が認められているため、法令で公開できないとされている情報については、条例で公開することはできない（憲法第94条、地方自治法第14条第1項）。

一方、公文書の管理は地方公共団体の自治事務であることから、府が保有する公文書が法定受託事務として作成・取得されたものであっても公開請求の対象となるものであり、当該事務に係る公文書の公開は、文書管理主体である各実施機関の責任と判断において行われるべきものである。

しかしながら、法律上従う義務を有する国からの指示があった場合については、府はそれに従う義務を有するため、公にすることができないとしたものである。

2 「法令」とは、法律及び政令、省令その他の命令（国の行政機関によって制定されるもの）をいう。

3 「法令、条例…に基づき公にすることができないとされている情報」とは、法令等の個別規定に基づき明文で、非公開と定められている場合のほか、当該法令等の趣旨、目的等に従って適正に解釈すると公開できない場合を含むものである。

したがって、根拠法令に、公開が可能である旨の明文規定が存在しないことのみをもって非公開と判断し、この号を適用するなどの安易な拡大解釈は認められない。

4 「法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示」とは、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国からの関与（非公開の指示）であって、当該指示が法律又は法律に基づく政令に根拠を有するもの（関与法定主義・地方自治法第245条の2参照）で、公にしてはならない情報を個別、具体的に明らかにしているものをいう。

ここでいう「指示」とは、府の事務の処理に関し、国の行政機関からの地方自治法第245条第1号への規定による「指示」又は同条第3号の規定による「一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為」として、公開してはならない旨の書面による「指示又はこれに類する行為」がある場合をいう。

したがって、国から示される「処理基準」については、地方自治法上の「関与」に該

当しないことから、同号の「指示」には基本的に当たらないと考えられるが、これが法令解釈の意味で公開を制限する内容である場合は、この号に該当するものである。

「明示の」とは、地方自治法第249条の規定により、「是正の要求、指示その他これらに類する行為をするとき」は、その内容及び理由を記載した書面を交付することとなっていることから、その旨を確認的に規定したものである。

〔運用〕

1 この号に該当すると考えられる情報としては、次のようなものがある。

- (1) 明文の規定をもって公開が禁止されている情報
- (2) 他目的使用が禁止されている情報
- (3) 手続の公開が禁止されている調停等に関する情報
- (4) 個別法により守秘義務が課されている情報

2 著作物の取扱いについて

著作権法による著作権の対象となる公文書については、同法の規定する公表権（第18条）及び複製権（第21条）に基づき、公開を制限される法令秘情報が記録された公文書として取り扱われてきたが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）により著作権法が改正され（平成13年4月1日施行）、従来の制限が廃止されることとなったので、留意が必要である。（改正後の著作権法第18条第3項第2号、同条第4項、第42条の2）

具体的には、①平成13年4月1日以降に、未公表著作物の著作者が、当該著作物を実施機関に対し、別段の意思表示（条例に基づく公開に同意しない旨）をせずに提供した場合には、公開に同意したものとみなされること②公益を理由とする義務的公開及び裁量的公開の場合は、著作者の意思の如何を問わず、公表権の規定を適用しないこと③条例で定める方法で公開する場合であって、かつ、公開に必要と認められる限度において、複製物の利用（交付、閲覧）が可能であること等である。

第6条第3号 [法人等に関する情報]

(3) 法人（府、国、他の地方公共団体その他これらに類する団体（以下「府等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報

イ 人の生活又は財産に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

【趣 旨】

この号は、法人等に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

《解 説》

1 本文は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書については、公とすることができないとする趣旨である。

しかし、「人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動」又は「人の生活又は財産に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報」が記録されている公文書については、公益上の見地から、公にする旨を明らかにしている。

2 「法人」とは、営利法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人又は一般財団法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に基づく宗教法人等）その他法人格を有するすべての団体をいう。

3 「府、国、他の地方公共団体その他これらに類する団体」については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる公開・非公開の基準を適用すべきであるので、この号から除き、その事務事業に関する非公開情報は、条例第6条第4号及び第5号において規定している。

4 「その他これらに類する団体」とは、土地改良区、土地区画整理組合等の公共組合、公社等の法人をいい、公共的団体は含まれない。

5 「その他の団体」とは、法人のほか、権利能力なき社団・財団など法人格を有しないが、団体の規約等を有し、代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

6 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

- 7 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。
- 8 「競争上の地位」とは、公正な競争関係における地位を指す。
「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものであり、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を含む。
具体例としては、例えば次のような情報が考えられる。
- (1) 製品の製造プロセス等生産技術上のノウハウ、企業の商品売上額、取引先名等の経営上又は取引上の秘密に関する情報
 - (2) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報
 - (3) 名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等に関する情報
- 9 「害するおそれがある」とは、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じる可能性があるというだけでは足りず、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が侵害される蓋然性が高いことをいうものであり、おそれの有無は、当該情報の内容及び性質をはじめとして、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、当該事業活動に対する憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等を考慮して総合的に判断されるものである。
- 10 「人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報」とは、人の生命、身体又は健康に危害を現に及ぼし、又は及ぼすおそれのある事業活動に関する情報である。これが記録されている公文書については、当該事業活動が違法又は著しく不当であるか否かを問わず、公にすることになる。
- 11 「人の生活又は財産に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報」とは、人の生活又は財産に対して重大な影響を現に及ぼし、又は及ぼすおそれのある事業活動に関する情報である。これが記録されている公文書については、当該事業活動が法令等の規定に違反するか、又は法令等に違反しないが社会通念に照らして著しく妥当性を欠く場合においては、公にすることになる。

〔運 用〕

- 1 公にすることにより、一度、権利利益が侵害されると事後の救済には限界があることから、この号に該当するか否かについて検討する際には、法人等又は事業を営む個人の権利利益の保護について十分な配慮をしなければならない。したがって、必要に応じて、条例第14条第1項の規定により法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を与え、慎重に検討するものとする。

また、公開請求に係る公文書に記録された情報がこの号ただし書ア又はイに該当するとして当該公文書を公開しようとするときは、条例第14条第2項の規定により法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を与えなくてはならないので、留意する必要がある。

2 この号に該当すると考えられる情報又は情報が記録されている例としては、次のようなものがある。

(1) 生産、技術等に関する情報

- ・ 製造工程図
- ・ 機器の種類、性能等の記録
- ・ 製造、加工等に係る開発技法及び生産管理技術の記録
- ・ 製品、原材料等の測定、分析、試験結果等

(2) 販売、営業等に関する情報

- ・ 顧客名簿及び取引内容の記録
- ・ 販売計画及び営業計画
- ・ 設備投資計画

(3) 経理、財産等に関する情報

- ・ 借入金、貸付金等の資金計画

(4) 人事、労務管理等に関する情報

- ・ 賃金体系表
- ・ 労使交渉の記録

3 この号のただし書に該当すると考えられる情報が記録されている情報の例としては、次のようなものがある。

- ・ 食中毒発生施設及び事件の概要で該当のもの
- ・ 宅地建物取引業者行政処分に係る資料で該当のもの

第6条第4号 [審議、検討又は協議に関する情報]

- (4) 府等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの
- ア 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
 - イ 不当に府民の間に混乱を生じさせるおそれ
 - ウ 特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれ

【趣 旨】

この号は、審議、検討又は協議に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

《解 説》

- 1 公開請求の対象となる公文書は、決裁、供覧等の手続を終了したものに限られないことから、府等又はその相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして保有していれば、対象文書となる。

このように、公開請求の対象となる公文書の中には、実施機関等としての最終的な意思決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を公開することによりその意思決定が損なわれないようにする必要がある。

しかしながら、このような情報を意思決定前であるということですべて非公開とすることは、府がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは適当ではないため、実施機関の意思決定等への支障が看過し得ない程度である場合に限り、非公開とすることとしたものである。

- 2 最終的な意思決定前とは、文字通りいえば、最終的な意思決定に至るまでということになり、そこに至るまでの情報は、この号でいう審議、検討又は協議に関する情報である。

意思決定が行われた後は、本号に該当する場合は一般的には少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討又は協議の過程が重層的、連続的な場合もあり得ることから、このような場合には、意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は他の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものである。

しかし、最終的な意思決定に至るまでには、いくつもの節目がある。府民参加の開かれた府政の一層の推進という要請からは、できる限り節目ごとに公開の是非を判断していくべきものと考えられる。

すなわち、意思形成過程にある情報であっても一定の節目を迎えているものにあっても、公開することによる支障についても、より具体的な説明が求められるものである。

なお、審議、検討又は協議に関する情報の中に、調査データなどに特定の事実を記録した情報であって、客観的・科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、当該情報は、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

- 3 「府等又はその相互間」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 府の内部
 - (2) 国又は他の地方公共団体その他これらに類する団体の内部
 - (3) 府の機関の相互間
 - (4) 府の機関と国又は他の地方公共団体その他これらに類する団体との相互間
 - (5) 国又は他の地方公共団体その他これらに類する団体との相互間
- 4 「審議、検討又は協議に関する情報」には、府等の事務事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程における具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討論のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。
- 5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
- 6 「不当に府民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、府民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる府民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 7 「特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定のものに不当な利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、事務事業の公正な遂行を図るとともに府民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 8 合議制機関等に関する情報の公開又は非公開については、当該合議制機関等の規程又は議決により決せられるものではなく、当該合議制機関等の性質及び審議事項の内容に照らして、公開することにより率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかどうかなどにより個別具体的に判断されるものである。
- 9 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

なお、人の生命、身体等を保護するために公開することがより必要であると認められる情報を明示的に除外していないのは、「不当に」の要件の判断に際し、種々の利益が

衡量されることが予定されているからである。したがって、公開・非公開の決定に当たっては、当該情報のみならず周囲の状況等も把握し、総合的に判断する必要がある。

〔運 用〕

この号に該当すると考えられる情報が記録されている例としては、次のようなものがある。

- ・都市計画案策定前の調査検討資料
- ・補助金交付決定前の協議資料
- ・表彰者決定前の表彰候補者選考調書

第6条第5号 [事務事業に関する情報]

(5) 府等が行う事務事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、許認可、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣 旨】

この号は、事務事業に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

《解 説》

1 「府等が行う事務事業」とは、府等が単独で行う事務事業及び府等が共同して行う事務事業をいう。

「事務事業に関する情報」には、事務事業に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

2 この号のアからオは、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事項を例示したにすぎない。

したがって、その他の事務事業に関する情報もこの号の対象になるものであり、アからオに掲げた支障も典型的な例を示したにとどまることから、アからオの種類のほか、他の支障が生ずる場合を除外する趣旨ではない。

他の支障については、「その他事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか否かを個別具体的に判断することとなる。

「性質上」とは、事務事業の本質的な性格、具体的には、当該事務事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務事業の「適正」な遂行に支障を及ぼす情報か否かを判断するに当たって、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、

各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な公開の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

なお、人の生命、身体等を保護するために公開することがより必要であると認められる情報を明示的に除外していないのは、「適正」の要件の判断に際し、種々の利益が衡量されることが予定されているからである。したがって、公開・非公開の決定に当たっては、当該情報のみならず周囲の状況等も把握し、総合的に判断する必要がある。

- 3 (1) 「監査、検査、許認可、取締り」とは、府等が権限に基づいて行うものをいい、類似の事務事業として監督、監視、指導、立入検査等が挙げられる。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいい、具体的には、資格試験、採用試験などをいう。

「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査等はいずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務であることから、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法令違反行為又は妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽工作をするなどのおそれがあるものがあることから、このような情報については、非公開とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他のものに法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

- (2) 「交渉」とは、相手方との話し合いによる取り決めをすることを目的として行う協議、調整などの折衝を行うことをいい、具体的には、用地買収の交渉、補償又は賠償に係る交渉等が挙げられる。

「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てをいい、争訟に発展するおそれのある紛争も含む。

「国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、国又は地方公共団体が一方の当事者となる契約等においては、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要があることから、このような情報については、非公開とするものである。

- (3) 「調査研究」とは、主として大学、研究所等の調査研究を想定している。国の機関又は地方公共団体が行う調査研究の成果については、社会にあまねく還元することが原則であるが、成果をあげるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定のものに不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害す

るおそれがある場合があり、このような情報を非公開とするものである。

(4)「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力などの管理に関することをいい、その事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非公開とするものである。

(5)「国又は地方公共団体が経営する企業」とは、国营企業及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第2号の事業を行う国の経営する企業及び地方公営企業法第2条の適用を受ける企業をいう。

これらに係る事業については、条例第6条第3号の規定による法人等に関する情報と同様にその正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを非公開とするものである。正当な利益の内容については、個々に判断する必要があるが、国等が経営する企業に関する情報の非公開の範囲は、第3号の規定による法人等より狭いものとなる場合がある。

〔運用〕

この号に該当すると考えられる情報が記録されている例としては、次のようなものがある。

- ・実施前の各種試験問題及び採点基準
- ・立入検査計画
- ・訴訟に関する弁護士との打合せ記録
- ・用地交渉経過報告書

第6条第6号 【個人の生命等の保護に関する情報】

(6) 公にすることにより、個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれのある情報（公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社の役員及び職員をいう。）の氏名等であって、公にすることにより、当該公務員等個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあっては公安委員会規則、京都府公立大学法人及び公社である場合にあってはその定め）で定めるものを含む。）

【趣 旨】

この号は、個人の生命等の保護に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

《解 説》

- 1 「公にすることにより、個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれのある情報」とは、公にすることによりテロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や特定の建造物又はシステムへの不法な進入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報をいう。
- 2 「個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれのある情報」とは、例えば、次のような情報をいう。
 - (1) 公にすることにより、犯罪の被疑者、参考人、又は通報者が特定され、その結果これらの人々の生命、身体に危害が加えられ、又は財産等が侵害されるおそれのある情報
 - (2) 公にすることにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果これらの人々の生命、財産等が侵害されるおそれのある情報
 - (3) 公にすることにより、特定の事務に従事する公務員又はその家族等の生命等が侵害されるおそれのある情報
- 3 「公務員の氏名等であって、公にすることにより、当該公務員個人の生命、身体、財産等を侵害されるおそれがあるもの」とは、公務員の氏名や公務遂行情報は本来公にする要請が高いものの、それらの情報を公にすることにより、当該公務員個人に対する報

復措置など、当該個人の生命、身体、財産等を侵害するおそれがある場合には、この号の趣旨から、当然非公開となるべきことを確認的に規定したものである。

なお、「そのおそれがあるものとして実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあっては公安委員会規則）で定めるもの」とは、上述したおそれが類型的に認められるものについて、実施機関の規則で定めることができることを規定したものである。

4 この条における他の号との適用関係であるが、この号と条例第6条第1号との関係については、個人の生命等が侵害されるおそれのある情報は、「通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる」情報であることが一般的であるが、個人の生命等は、個人の人格的利益の枢要部分であり、それらを他者からの侵害行為から保護することは、私的・公的領域の区別にかかわらず、他の利益と比較しても絶対的優益性が認められることから、この号で特に規定したという関係にある。

また、この号と条例第6条第7号との関係については、「公共の安全と秩序」とは、法規又は社会的慣習をもって確立している国家及び社会の公の安全秩序を意味し、それを維持することの中には、個人の生命等を保護することも当然含まれるが、個人の尊厳を最大限に尊重しようとする条例の趣旨から、この号で特に個人の生命等を他者からの侵害行為から保護しようとする関係にある。

したがって、必ずしも他の非公開情報との重畳適用を排除しようとする趣旨ではない。

〔運用〕

この号に該当すると考えられる情報の例としては、次のようなものがある。

- ・ 犯罪等に係る情報の提供者等の氏名、住所、情報提供の内容など
- ・ 公害、医療又は違反建築物に関する苦情申出者の氏名

第6条第7号 [公共の安全等に関する情報]

(7) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣 旨】

この号は、公共の安全等に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

《解 説》

- 1 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、この号には該当しない。
- 2 「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
- 3 「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- 4 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
- 5 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。

保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、この号に該当する。

- 6 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準じるものと考えられる犯則事件の調査や犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、この号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、この号ではなく、条例第6条第5号の規定による事務事業に関する非公開情報により公開・非公開が判断されることになる。

- 7 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報については、その性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要すること等の特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所がこの号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

〔運 用〕

この号に該当すると考えられる情報が記録されている例としては、次のようなものがある。

- ・大麻取扱者名簿
- ・毒物劇物販売者台帳
- ・火薬類製造販売営業許可申請書
- ・警備委託契約書の仕様書

第6条第8号 [非公開約束情報]

(8) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある行為又は事業活動に関する情報

イ 人の生活又は財産に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為又は事業活動に関する情報

【趣 旨】

この号は、非公開とする約束をした情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

《解 説》

- 1 この号は、個人又は法人等から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、非公開情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。
- 2 「実施機関の要請を受けて」とは、情報提供者が自己に有利な政策決定を求めて、一方的に、そのための資料を持ち込んだような場合の非公開約束は保護に値しないことから、これは含まないとする趣旨である。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち法人等から非公開の条件が提示され、実施機関がこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれ得る。
「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。
- 3 「公にしないとの条件で任意に…提供された情報」とは、情報提供者が非公開条件を一方的に付しただけでは足りず、当該実施機関が当該条件を了承していることが必要であるとの趣旨である。
なお、「公にしない」とは、公開請求に対して公開しないことはもちろんのこと、第三者に対して当該情報を提供しないとの意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。
- 4 「個人又は法人等における通例として…合理的であると認められるもの」とは、当該個人又は法人等の個別具体的な事情ではなく、これらのものが属する業界、業種の通常の慣行等に照らして判断することを意味する。したがって、これらのものが非公開とすることが通例であると主張するだけでは足りず、客観的にみて、非公開とする慣行が存在するか否かを判断しなければならない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、この号には当たらない。

- 5 ただし書については、条例第6条第3号の解説参照。イにおいて「行為」とされているのは、個人情報が含まれているため自然人の行為が想定され得るからである。

〔運 用〕

- 1 公にしないとの条件で任意に提供された情報を実施機関が一方的に公開するとすれば、将来の協力が得られなくなり事務事業に支障を生ずるおそれがあるにとどまらず、契約違反又は信義則違反による損害賠償責任を迫及されることにもなり得るので、この号に該当するか否かの判断に当たっては、必要に応じて条例第14条第1項の規定により、当該個人又は法人等に意見書を提出する機会を与え、慎重な検討を行うものとする。

なお、公開請求に係る公文書に記録された情報がこの号のただし書に該当するとして当該公文書を公開しようとするときは、条例第14条第2項の規定により意見書提出の機会を与えなくてはならないので留意する必要がある。

- 2 この号に該当すると考えられる情報が記録されている例としては、次のようなものがある。

- ・ 民間給与実態調査